

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質  
による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

平成 25 年 10 月 1 日健康障害を防止するための指針公示第 24 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（平成 24 年健康障害を防止するための指針公示第 23 号）の一部を次のように改正する。

2 中「ジクロロメタン（75-09-2）」を「ジクロロメタン（75-09-2）、N，N-ジメチルアセトアミド（127-19-5）」に改める。

3（1）中「有機溶剤業務」を「有機溶剤業務（以下「クロロホルム有機溶剤業務」という。）」に改める。

3（2）中「製造し、又は取り扱う業務」を「製造し、又は取り扱う業務（以下「パラニトロクロロベンゼン製造・取扱い業務」という。）」に改める。

3（3）中「対象物質等（クロロホルム等及びパラニトロクロロベンゼン等を除く。以下（3）及び4において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務」を「対象物質等（1，2-ジクロロプロパン等を除く。（4）及び4（3）において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務（クロロホルム有機溶剤業務及びパラニトロクロロベンゼン製造・取扱い業務を除く。（4）及び4において同じ。）」に改め、「対象物質（クロロホルム及びパラニトロクロロベンゼンを除く。以下（3）及び4において同じ。）」を「対象物質（1，2-ジクロロプロパンを除く。（4）及び4（3）において同じ。）」に改め、3（3）を3（4）とし、3（2）の次に次のように加える。

（3）1，2-ジクロロプロパン又は1，2-ジクロロプロパンをその重量の1パーセントを超えて含有するもの（以下「1，2-ジクロロプロパン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機則第1条第2項各号に掲げる場所をいう。）において行う1，2-ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務（4（2）及び5（1）において「1，2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務については、労働者の1，2-ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

(イ) 作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

(ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

(イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。

- (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
- (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- (ウ) 保護具の使用

4 (1) 中「クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務」を「クロロホルム有機溶剤業務」に改め、「パラニトロクロロールベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務」を「パラニトロクロロールベンゼン製造・取扱い業務」に改める。

4 (2) を4 (3) とし、4 (1) の次に次のように加える。

(2) 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

イ 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。これらの点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害

を予防するため必要な措置を講ずること。

ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

5(1)中「対象物質等を製造し、又は取り扱う業務」を「対象物質等を製造し、又は取り扱う業務(1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を除く。6において同じ。)」に改める。